

2026年1月30日

お客さま 各位

福井銀行との合併による定期預金の規定の改定について

平素は福邦銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび、福井銀行との合併に伴い、2026年5月2日の合併日以降の一部定期預金の満期到来時の取扱いが変更となるため、下記の通り定期預金規定集を改定いたします。

なお、改定後の規定は、従前よりお取引きいただいているお客さまにも適用させていただきます。

記

1. 変更の概要

①自動継続扱い定期預金の満期到来時における福井銀行商品への切り替え

合併日以降に満期を迎える自動継続扱いの定期預金につきましては、福井銀行の商品に切り替えのうえ、書替継続いたします。

②4年定期預金の自動継続扱いの廃止

合併日以降に満期を迎える預入期間4年の定期預金につきましては、自動継続の取扱いを廃止いたします。

2. 改定する規定

- 定期預金規定集
- 据置型定期預金規定

※規定改定の詳細は、別紙「新旧対照表」参照ください。

3. 改定日

2026年2月13日（金）

以上

新旧対照表

定期預金規定集 ※下線部を新設

改定前	改定後
<p>自動継続期日指定定期預金規定</p> <p>(新設)</p>	<p><u>5. (合併後の取扱)</u></p> <p><u>この預金が2026年5月2日以降に最長預入期限を迎える場合には、第2条の定めにかかわらず、通帳または証書記載の最長預入期限に自動的に株式会社福井銀行（存続会社）の期日指定定期預金に切り替えて継続し、継続後は株式会社福井銀行の期日指定定期預金規定が適用されます。</u></p>
<p>自動継続自由金利型定期預金（M型）規定</p> <p>（自動継続スーパー定期規定）</p> <p>(新設)</p>	<p><u>4. (合併後の取扱)</u></p> <p><u>この預金が2026年5月2日以降に満期日を迎える場合には、第1条の規定にかかわらず、通帳または証書記載の満期日に自動的に前回と同一の期間の株式会社福井銀行（存続会社）の自由金利型定期預金（M型）に切り替えて継続し、継続後は株式会社福井銀行の自由金利型定期預金（M型）規定が適用されます。</u></p>
<p>自動継続自由金利型定期預金（M型）</p> <p>複利型規定</p> <p>(新設)</p>	<p><u>3. (合併後の取扱)</u></p> <p><u>(1) この預金が2026年5月2日以降に満期日を迎える場合には、第1条の定めにかかわらず、通帳または証書記載の満期日に自動的に前回と同一の期間の株式会社福井銀行（存続会社）の自由金利型定期預金（M型）に切り替えて継続し、継続後は株式会社福井銀行の自由金利型定期預金（M型）規定が適用されます。</u></p> <p><u>(2) 自動継続自由金利型4年定期預金（M型）については、前項の規定にかかわらず</u></p>

	<p>2026年5月2日以降の満期日をもって自動継続を停止し、満期日以後に利息とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算します。</p>
自動継続自由金利型定期預金規定 (新設)	<p><u>3. (合併後の取扱)</u></p> <p>この預金が2026年5月2日以降に満期日を迎える場合には、第1条の定めにかかわらず、通帳または証書記載の満期日に自動的に前回と同一の期間の株式会社福井銀行(存続会社)の自由金利型定期預金(大口定期預金)に切り替えて継続し、継続後は株式会社福井銀行の自由金利型定期預金(大口定期預金)規定が適用されます。</p>
自動継続変動金利定期預金規定 (新設)	<p><u>4. (合併後の取扱)</u></p> <p>この預金が2026年5月2日以降に満期日を迎える場合には、第1条の定めにかかわらず、通帳または証書記載の満期日に自動的に前回と同一の期間の株式会社福井銀行(存続会社)の変動金利定期預金に切り替えて継続し、継続後は株式会社福井銀行の変動金利定期預金規定が適用されます。</p>
自動継続変動金利定期預金複利型規定 (新設)	<p><u>4. (合併後の取扱)</u></p> <p>この預金が2026年5月2日以降に満期日を迎える場合には、第1条の定めにかかわらず、通帳または証書記載の満期日に自動的に前回と同一の期間の株式会社福井銀行(存続会社)の変動金利定期預金に切り替えて継続し、継続後は株式会社福井銀行の変動金利定期預金規定が適用されます。</p>

据置型定期預金規定 ※下線部を新設

改定前	改定後
<p>自動継続据置型定期預金規定（証書式）</p> <p>（新設）</p>	<p><u>1 2. (合併後の取扱)</u> <u>この預金が 2026 年 5 月 2 日以降に最長預入期限を迎える場合には、第 1 条の定めにかかわらず、証書記載の最長預入期限に自動的に株式会社福井銀行（存続会社）の据置型定期預金に切り替えて継続し、継続後は株式会社福井銀行の据置型定期預金規定が適用されます。</u></p>
<p>自動継続据置型定期預金規定（通帳式）</p> <p>（新設）</p>	<p><u>1 2. (合併後の取扱)</u> <u>この預金が 2026 年 5 月 2 日以降に最長預入期限を迎える場合には、第 1 条の定めにかかわらず、通帳記載の最長預入期限に自動的に株式会社福井銀行（存続会社）の据置型定期預金に切り替えて継続し、継続後は株式会社福井銀行の据置型定期預金規定が適用されます。</u></p>